

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレイ（Ⅰ）系注入弁前1次ベント弁の保温材に破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	気体廃棄物処理系ドレン配管用屋外ダクトの漏えい検出器が雨天時の湿気により動作したため、当該検出器を修理	GⅢ	
3	3号機	超高圧開閉所における碍子洗浄水タンクの自動補給用レベルスイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
4	4号機	主低圧タービン（A）ローターの浸透探傷検査において、16段目（タービン側・発電機側）のタイワイヤー溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
5	4号機	主低圧タービン（B）ローターの浸透探傷検査において、16段目（タービン側・発電機側）のタイワイヤー溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	4号機	主低圧タービン（A）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
7	4号機	主低圧タービン（B）内部車室（上半）浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	4号機	主低圧タービン（C）内部車室（上半）浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	4号機	タービン本体軸受調整リング（No. 3, 5）のパット締付ボルトネジ部にガタつきが認められたため、当該ボルトを交換	GⅢ	
10	4号機	主低圧タービン（A・B・C）の外部車室水平面の点検において、車室上半と下半の合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの点検において、車室上半と下半の合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
12	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの点検において、軸封部の合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
13	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの点検において、蒸気加減弁連結レバー部の連結ピンのねじ部（全4本）に摩耗が認められたため、当該連結ピンを交換	GⅢ	
14	5号機	当社委託管理員が工事管理を行っている際、膝上程度の配管をまたいだ。その後、腰に痛みを感じ、翌日診察を受けた結果「腰痛症・ぎっくり腰」と診断（不休）された	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	給水加熱器（1B）水位調節弁の点検において、弁体に浸食が認められたため、当該弁体を交換	G III	
16	5号機	物揚場の消火系泡原水タンク用原液弁の閉操作中に同弁のハンドルが折損した。また、加圧弁に腐食による開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
17	5号機	タービン建屋換気空調系空調機室入口扉にハンドル固定ネジの破損による扉の開閉操作不可が認められたため、当該部を修理	G III	
18	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）室内1階の階段近傍の電線管貫通部から雨水の進入が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）室内のディーゼル機関脇天井部から雨水の進入が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	6号機	タービン建屋の「密封油装置計器盤」用扉ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	G III	
21	集中環境施設	高温焼却炉設備溶融物搬出用コンベア装置の出口シュート溶接部に割れが認められたため、当該部を修理	G III	
22	集中環境施設	洗濯廃液系温水ポンプ（A）のメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
23	集中環境施設	洗濯設備用210V電源盤内の回路No. 4（ドラム缶ハンドリング設備充填分岐装置用ヒーター（1））の配線用しゃ断器に操作不良が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	対象外	